

◎ 地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 給付</p> <p>第一節 通則（第二十一条の四―第二十三条）</p> <p>第二節～第四節（略）</p> <p>第四章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>第三章 給付</p> <p>第一節 通則</p> <p>（退職等年金給付に係る標準報酬の区分の特例）</p> <p>第二十一条の四 法第四十三条第四項の規定による改定後の標準報酬の区分については、同条第一項の表中「            第三〇級 六二〇、〇〇〇円 六〇五、〇〇〇円以上            第三〇級 六二〇、〇〇〇円            」とあるのは、「            第三〇級 六二〇、〇〇〇円 六〇五、〇〇〇円以上            第三〇級 六二〇、〇〇〇円            第三一級 六五〇、〇〇〇円 六三五、〇〇〇円未満            第三一級 六五〇、〇〇〇円 六三五、〇〇〇円以上            」と読み替えて、法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 給付</p> <p>第一節 通則（第二十二条・第二十三条）</p> <p>第二節～第四節（略）</p> <p>第四章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>第三章 給付</p> <p>第一節 通則</p> <p>（新設）</p>

(組合員の資格取得時における標準報酬の特例)  
第二十二條 (略)

1 (退職等年金給付に係る標準期末手当等の額の最高限度額の特例)

第二十二條の二 法第四十四條第三項の規定により読み替えて適用する同條第一項に規定する政令で定める金額は、百五十万円とする。

(組合員の資格取得時における標準報酬の特例)  
第二十二條 (略)

(新設)